

内閣人第一二七号

起案

令和三年九月一六日

裁可	上奏	決定	令和	三年九月一七日
令和	年	令和	年	月

施行	令和	年	月	日
令和	年	月	日	

内閣官房長官

内閣總理大臣

内閣

内閣官房副長官

内閣

内閣總務官

内閣



閣

内

麻生	国務大臣	田村	国務大臣	岸
武田	国務大臣	野上	国務大臣	井上
上川	国務大臣	梶山	国務大臣	棚橋
茂木	国務大臣	赤羽	国務大臣	加藤
萩生田	国務大臣	河野	国務大臣	西村

丸川	国務大臣	平井	国務大臣	坂本
平沢	国務大臣	平井	国務大臣	西村

高等裁判所長官に任命する

判

事

後

藤

博

(十月七日以降発令予定)

最高裁人任第1353号

令和3年9月15日

内閣総理大臣 菅 義 健 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京地方裁判所判事) 判 事 ごとう 後藤 博 ひろし

(発令希望日 令和3年10月7日以降)

## 高等裁判所長官任命資格調

(令和3年10月7日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任命資格	根拠法規
福岡高長官	東京地判事	後 藤 博	63	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号





裁判所										年号	月	日	事項	府名
平成	五	四	二五	一二	名古屋地方裁判所判事に補する	最高裁判所								
平成 一三	一二	一一〇	九	八	四	四	一	一	一	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する
平成 一	一	一四	一	一	一	一	一	一	一	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務大臣官房司法法制調査部付に充てる	法務省	法務省	法務省
平成 六	七	九	一	一	一	一	一	一	一	法制審議会幹事に併任する	法制審議会幹事に併任する	法制審議会幹事に併任する	法制審議会幹事に併任する	法制審議会幹事に併任する
平成 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整	法務省民事局参事官に充てる	法務省民事局付に充てる	法務省民事局第四課長に充てる	東京高等裁判所判事の職務代行を命ずる	東京高等裁判所	東京高等裁判所	内閣	内閣	内閣	東京高等裁判所	東京高等裁判所	東京高等裁判所	東京高等裁判所	東京高等裁判所
	法務省	法務省	法務省	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

裁判所										年号	月	日	事項	名
4丁	年	月	日	年	月	日	年	月	日					
九 二五	平成一五 一六	七 四	一八 一	法務省民事局民事第二課長に充てる 東京高等検察庁検事に配置換する										
東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	法務省大臣官房会計課長に充てる	法務省大臣官房会計課長に充てる	法務省大臣官房審議官（民事局担当）に充てる	法務省大臣官房審議官（民事局担当）に充てる	法務省大臣官房会計課長に充てる	法務省大臣官房会計課長に充てる	法務省大臣官房会計課長に充てる	法務省大臣官房会計課長に充てる	法務省大臣官房会計課長に充てる	法務省大臣官房会計課長に充てる
最高裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣

後藤博



裁 判 所	年 号	月	日	事	項	後 藤 博
東京高等裁判所判事に補する	二八	六	二五	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
部の事務を総括する者に指名する	二九	一	一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
部の事務を総括する者に指名する	三〇	一	一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
部の事務を総括する者に指名する	三一	一	一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
部の事務を総括する者に指名する	令和二	一	一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
部の事務を総括する者に指名する	三	一	一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
東京地方裁判所判事に補する	一	一	一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	
東京地方裁判所長を命ずる						

6丁